

愛知県暴力団排除条例の 一部改正



私たちの街に 暴力団はいりません!!

公布：令和6年3月26日
施行：令和6年6月1日

改正内容

① 名義利用等の禁止



貸してはダメ・借りてもダメ

③ 暴力団事務所の開設 ・運営禁止区域の追加



青少年の生活圏に暴力団事務所はいりません

② 祭礼等における措置



行事に暴力団員を介入させない

④ 特定事業者 の追加

(客引き・スカウト等)



歓楽街に暴力団員はいりません



愛知県警察

詳しくは裏面をチェック!!

改正 1

- ・暴力団員が他人の名義を利用することを禁止
- ・暴力団員に自己又は他人の名義を貸すことを禁止

暴力団員である事実を隠蔽する目的で名義利用・名義貸しをした場合は、勧告・公表の対象となります。

改正 2

- 行事の主催者や運営に携わる者に対し、行事の開催が暴力団に利することにならないための措置を取ることを義務化

祭礼、桜祭り、花火大会、格闘技イベント等からの暴力団排除を後押しします。主催者や運営に携わる者が、暴力団排除条項の整備や表明確認書（※1）を活用し、暴力団排除を推進することを求めます。

（※1）「暴力団等反社会的勢力ではないこと」を宣誓させる書類です。

改正 3

暴力団事務所の開設及び運営を禁止する地域を追加

【これまでの禁止区域】
学校、図書館等の保護対象施設から、周囲200メートル以内のエリア

※開設・運営は直罰
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【追加する禁止区域（都市計画法に規定する用途地域）】

※開設・運営した場合 中止命令
中止命令に違反した場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○住居系用途地域

住宅、学校、幼稚園、公園等青少年の日常生活に密着した施設が多く所在するエリア

○商業系用途地域

映画館、飲食店、百貨店等青少年が出入する施設が多く所在するエリア

○工業系用途地域（工業専用地域を除く）

サービス施設等青少年が出入する施設が所在するエリア

改正 4

暴力団排除特別区域内での客引き・スカウトを規制対象に追加

【規制対象者】

特定接客業者を特定事業者に名称変更し、下記行為者を追加します。
○風俗営業及び飲食店営業等に関する
・客引き
・客となるよう声掛けやビラ等の配布
・従業員のスカウト
○対価を伴う被写体のスカウト

【禁止行為】

※黒字は事業者 赤字は暴力団員

- 用心棒の役務を受けることの禁止
- 用心棒の役務提供の禁止
- 利益供与の禁止
- 利益供与を受けることの禁止
- 紛争等の仲裁申込の禁止
- 紛争等の仲裁受理の禁止

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

勧告・公表

暴力団排除特別区域



豊橋市松葉1～2丁目、広小路1丁目



名古屋市中区中村区椿町



名古屋市中区錦三丁目、栄三丁目1～15番、栄四丁目

お問い合わせ

愛知県警察本部

(052-951-1611)

(公財) 愛知県暴力追放運動推進センター (052-883-3110)

